

# 一般社団法人神奈川大学宮陵会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川大学宮陵会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、神奈川大学及び神奈川大学大学院（以下「大学」という。）の建学の精神を重んじ、会員相互の親睦を図り、会員の協力のもとに、大学の教育と研究の助成、及びその進展、維持後援を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大学の教育・研究の助成及び振興に関する事業
- (2) 文化、芸術、スポーツに対する助成及び振興に関する事業
- (3) 大学の在学生に対する奨学金の給付、貸与事業
- (4) 会員の連携強化並びに相互の親睦を深める事業
- (5) 広報誌の発行
- (6) その他この法人の目的達成に付随する事業

## 第2章 会員

(種別及び資格)

第5条 この法人の会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
  - イ 横浜専門学校を卒業した者
  - ロ 神奈川大学、同大学院及び神奈川大学短期大学部を卒業した者（大学院博士後期課程単位取得後退学を含む。）
  - ハ イ及びロに掲げる学校に在学した者で理事会で入会を承認された者
- (2) 準会員  
神奈川大学及び同大学院に在学する者
- (3) 普通会員
  - イ 正会員の資格を有する者で正会員になることを留保した者
  - ロ 正会員の資格を有する者及び賛助会員で会費未納中の者
  - ハ 正会員の資格を有する者で住所変更の手続きをしないなど所在不明の者
  - ニ 正会員で正会員をやめる届をした者
- (4) 賛助会員  
この法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会で入会を承認された者
- (5) 特別会員  
学識経験者などで、理事会で推薦を受けた者

- 2 入会の手続きは、理事会において別に定める。
- 3 第1項の会費未納中の者、所在不明中の者の判断は、4月1日を基準日とする。

(入会)

第6条 各会員の入会は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、前条第1項第1号イ、ロに該当する者から留保の申し出がない限り正会員として入会する。前条第1項第1号ハに該当する者は、正会員の会費を支払うことにより正会員として入会とする。
- (2) 準会員は、前条第1項第2号に該当する者であって神奈川大学及び同大学院入学をもって準会員として入会する。
- (3) 普通会員は、前条第1項第3号のいずれかに該当したとき普通会員として入会する。
- (4) 普通会員のうち正会員の資格を有する者で会費の未納中の者ならびに所在不明の者はその理由がやんだとき正会員として入会する。
- (5) 賛助会員は、賛助会費を支払うことにより賛助会員として入会する。
- (6) 特別会員は、入会を承諾することにより特別会員として入会する。

(会費)

第7条 正会員、準会員、賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員で退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決を得て、除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

### 第3章 代議員

(代議員)

第11条 この法人の社員は、概ね正会員300人の中から一人の割合をもって選出される代議員をもって、この法人の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」

- という。)上の社員とする。(端数の取扱いについては理事会で定める。)
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。
  - 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、1月に実施する。代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求している場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)
  - 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
  - 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
    - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
  - 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙に基づく代議員就任日の前日までとする。
  - 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
    - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
    - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
    - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
    - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
    - (5) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
    - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
    - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
    - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
  - 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同

意がなければ、免除することができない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会招集は、少なくとも2週間前に、その会議に付議すべき事項、日時、場所を記載した書面により、社員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会議のつど、出席社員の互選で定める。

(議決権)

第17条 総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総社員の過半数の社員が出席しなければ、開催することができない。

(決議)

第19条 総会の議事は、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に係る決議は、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面決議等)

第 20 条 総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、議長並びにその総会において選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員

(役員)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
  - (2) 監事 2 名又は 3 名
- 2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、3 名以内を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって、社員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において、理事の中から選任する。
- 3 役員選任に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、

又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

- (4) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (5) 監事は、第 3 号の場合において必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 22 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、その権利義務を有する。

(役員の報酬)

第 27 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、会務のために要した費用を弁償することができる。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第 28 条 この法人は、第 11 条第 10 項の規定にかかわらず、法人法第 114 条第 1 項の規定により、役員 の 任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(役員 の 解任)

第 29 条 役員は、総会の議決によって解任することができる。

(顧問、参与及び相談役)

第 30 条 この法人に顧問、参与及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長の経験者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 参与は、副会長の経験者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 相談役は、専務理事の経験者及び学識経験者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 5 顧問、参与及び相談役は、重要な事項について会長の相談に応ずる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職  
(種別)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 6 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第 25 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 6 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 委員会

(委員会)

第 37 条 この法人の業務を円滑に行うために、理事会の議決を経て、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の委員長は、原則として理事の中から会長が委嘱する。
- 3 委員会における委員は、若干名とし、会長が正会員から委嘱する。
- 4 委員会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第 8 章 資産及び負債並びに会計

(資産の管理運用)

第 38 条 この法人の資産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て、別に定める。

(資産の種別)

第 39 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(長期借入金)

第 40 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、総会に提出し、第 1 号についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名



簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の帰属等)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人に寄付するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の決議に基づいて会長が任免する。

4 職員は、有給又は無給とする。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

## 第11章 表彰

(表彰)

第48条 この法人の目的達成に特に功績のあった者に対して、理事会の議決を経て、これを表彰することができる。

2 表彰に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第13章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は狩野七郎、業務執行理事は宇久田進治、大場憲治、佐藤武とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の代議員は、第 11 条と同等の方法で予め行われる代議員選挙において、代議員予定者として選出された者とし、その任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。